

県内を4つのユニットに分けた管理計画の運営

広島県農林水産局水産課

岩本 有司

計画づくりのきっかけ

広島県のカワウ対策は、アユなどの食害を受ける内水面漁協の主体的な取り組みにより始まりました。県では、この取り組みに応じる形で、平成23年度に漁協、環境保護団体、猟友会、市町及び県の関係者が一堂に会してカワウの保護管理を推進するための「広島県カワウ対策協議会」を設置しました。はじめはカワウの基本的な知識の共有と意見交換を行う場としてスタートしましたが、各地の取組事例が積み上げられていく中で、各地でバラバラに対策を行うのではなく、県全体で目標を共有し、行動するための計画が必要ではないかとの認識が広がりました。そこで、県全体のねぐら・コロニーで個体数を管理しつつ、被害地での追払いや捕獲などの被害防止対策を計画的に実施するため、平成29年4月に第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画を策定しました。

県内を4つの管理ユニットに区分

管理計画では、「被害を与えるカワウの個体数を減少させる」こと、「被害額を半減させる」ことの2つを目標として掲げています。しかし、広島県内には計画策定当初（平成28年度）で県内に37か所のねぐら・コロニーが存在しているうえ、内陸部から島しょ部までの多様な環境に分布しているため、それらを一様に管理することは困難でした（図1）。そこで、広島県では専門家のアドバイスを受けて、河川流域や地域特性等に基づき、県内を東西南北の4つの管理ユニットに区分し、それぞれの地域の実情に合わせた施策を推進することとしました（図2）。

各管理ユニットは、地理的特徴から、内陸部が中心の西部・北部管理ユニット、沿岸部や島しょ部が中心の東部・南部管理ユニットに大別されます。内陸部は主にカワウの飛来地として、アユの漁期である春から秋にかけて被害が発生しているため、漁場付近での追払いや駆除といった被害防止対策や、漁場に近いねぐらでの分布管理（テープ張り等）が進められています。いっぽう、沿岸部や島しょ部に複数のねぐらやコロニーが点在している南部・東部ユニットでは、繁殖地として県内のカワウの供給源となっていることから、銃器捕獲や繁殖抑制といった積極的な個体数の調整が進められています。このように、管理ユニットで区分することにより、地域の特徴に根ざした目標や方向性を設定し、対策を進めてゆくことが可能になると考えられます。

管理計画のメリット

管理計画に明記された共通の目標があることは、関係者間の合意形成が促進され、具体的な行動に移しやすいメリットがあります。加えて、本県の場合は県内を4つの管理ユニ

ットに区分しているため、地域の課題に根ざした対策を検討、実施しやすい状況にあります。例えば、東部管理ユニットには、中・小規模のねぐらやコロニーが点在し、繁殖期には県内の半数以上のカワウの巣が集中する「カワウの供給源」であるという前提を管理ユニット内の構成員が共有したうえで対策を検討しています。繁殖期には市域を超えてカワウが移動することから、管理ユニットの中で、分布管理によりカワウを追い出す場所と、繁殖抑制によって積極的に個体数を調整する場所とを設定し、各市域が連携した対策を取ることによってユニット全体の目標を達成しようとしています。このように、一定のスケールで対策を考えるうえで、管理計画の存在、とりわけ管理ユニットの考え方が大変有効に機能していると感じています。

管理計画の運用の課題

野生鳥獣の生息状況は不確実性を伴うため、本来であれば、求めるべき成果や必要な対策はその時々で変化するという前提に立ち、順応的な管理を続けてゆくことが管理計画の理想的な運用方法だと考えます。このような状態を作り上げるためには、少なくとも関係者同士で年に1回は調査結果や対策状況を総ざらえにし、今年できたこと・できなかったことを明らかにして、次年度以降の対策を議論する場を設ける必要があります。さらに、そのような議論を定期的に行うためには、関係者が現在進行形に近い情報を共有できていなければなりません。しかし、現状では、各管理ユニットが地域の情報を共有し、対策を検討できる体制が整備されていないため、県担当者が中心となって各管理ユニットの情報を共有可能な形に維持しつつ、議論の場を設定してゆく体制となっています。これでは各管理ユニットが主体的に順応的な管理を進めてゆくことができず、継続的な実施体制とは言えません。今後、すべての管理ユニットで地域別協議会を設置し、管理ユニット単位で管理計画を主体的に運用できる体制を整えてゆく必要があります。

令和元年12月19日
令和元年度カワウの保護・管理のための研修会
(於 東京都府中市市民活動センターラッツ)

令和元年度
カワウの保護・管理のための研修会

県内を4つのユニットに分けた
管理計画の運営

広島県農林水産局水産課
水産技術指導担当
岩本 有司

管理計画の策定から運用開始までの流れ

H23以前 被害を受ける内水面漁協が主体的にカワウ対策を実施

H23 「県カワウ対策協議会」の設置
・各地の対策の情報共有が進む
→県全体で行動するための計画が必要との議論

H27 県が水産被害額や生息状況把握のための調査を開始

H28 県が管理計画の素案を策定、関係者と意見交換

H29.4月～ 第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画の運用開始

管理計画における目標と対策の3本柱

【管理の目標】

- ・被害を与えるカワウの個体数を減少させる
- ・被害額を半減させる

被害管理

- ・被害を与える加害個体への直接的な被害防除
- ・飛来防止、追払い、有害捕獲等

個体群管理

- ・個体群を安定的に維持できる範囲において、関係者間での合意形成の整った数の調整
- ・分布の管理、個体数の調整

生息地管理

- ・野生鳥獣の適切な生息環境の維持・整備
- ・魚類の避難場所の設置、植生の維持管理

カワウのねぐら、コロニーの位置

ねぐら・コロニーの数：37か所
内陸部から島しょ部にかけて広く分布
(一元的な管理は困難)



県内を4つの管理ユニットに区分

各管理ユニットの特性に基づく
対策が可能



管理計画のメリット

- 県のカワウ対策を推進する上で「共通の目標」がある
- 関係者間の合意形成がしやすい
 - 具体的な行動に移しやすい

- さらに、県を4つの管理ユニットに区分している
- 地域の課題に根ざした対策を検討、実施しやすい



